

2026年度

高崎経済大学 地域政策学部

2・3年次編入・転入学選抜問題

小論文（9：30～11：00）

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 問題冊子は8ページ、解答用紙は2枚あります。
- 3 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて試験監督者に知らせてください。
- 4 解答には筆記用具、消しゴム以外のものは使用してはいけません。
- 5 解答用紙の※印欄には、何も記入してはいけません。
- 6 問題冊子は、持ち帰ってください。

設問 1 次の資料を見て、以下の問に答えなさい。

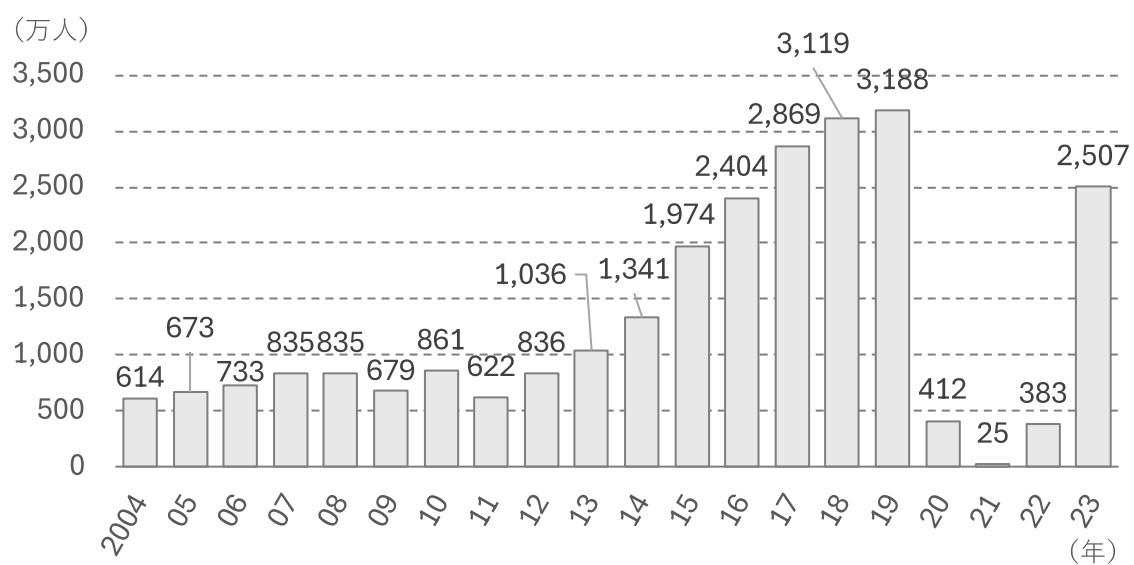


図 1 訪日外国人旅行者数の推移

出典：観光庁（2024）『令和 6 年版観光白書』をもとに作成。

2023年

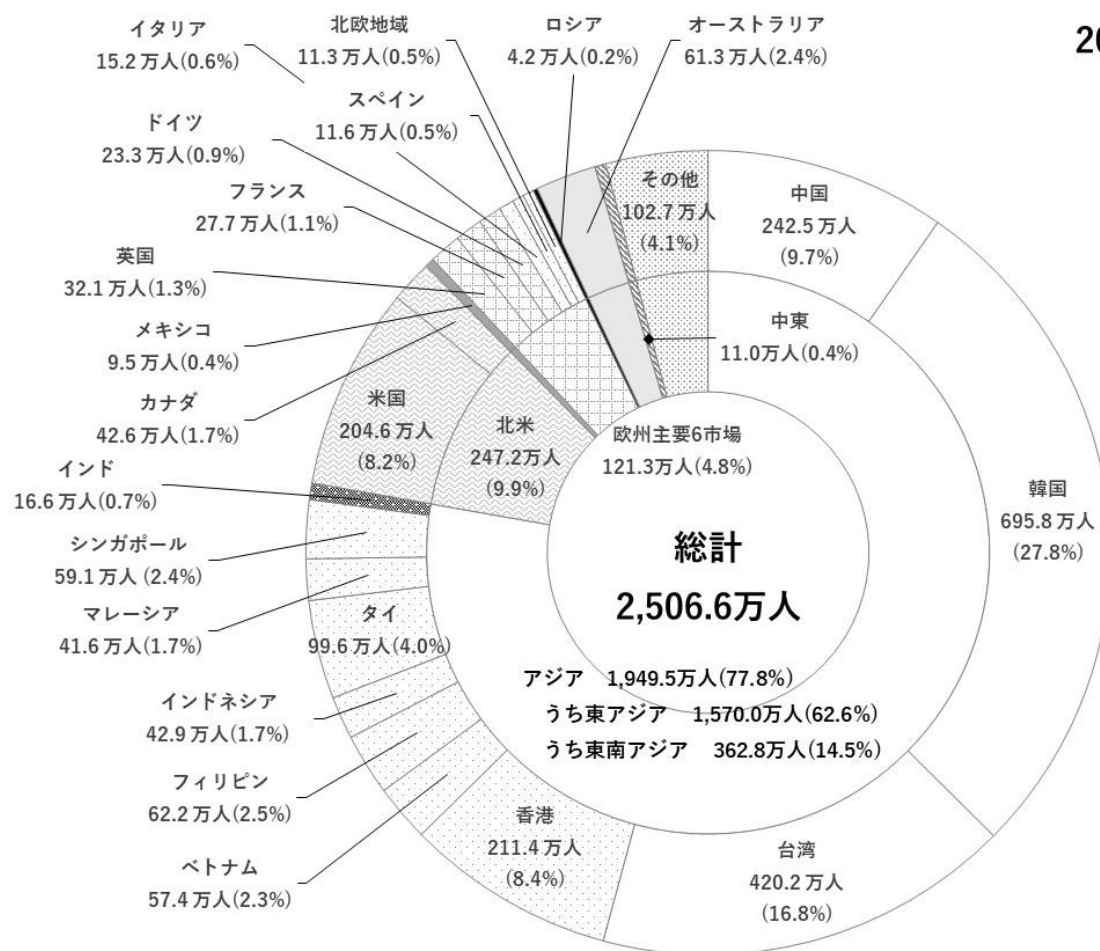


図2 訪日外国人旅行者の内訳

出典：観光庁（2024）『令和6年版観光白書』をもとに作成。

注1：（）内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア。

注2：「その他」には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。

注3：四捨五入した値を表示しているため、個々の数値の合計は必ずしも総数と一致しない。

2023年

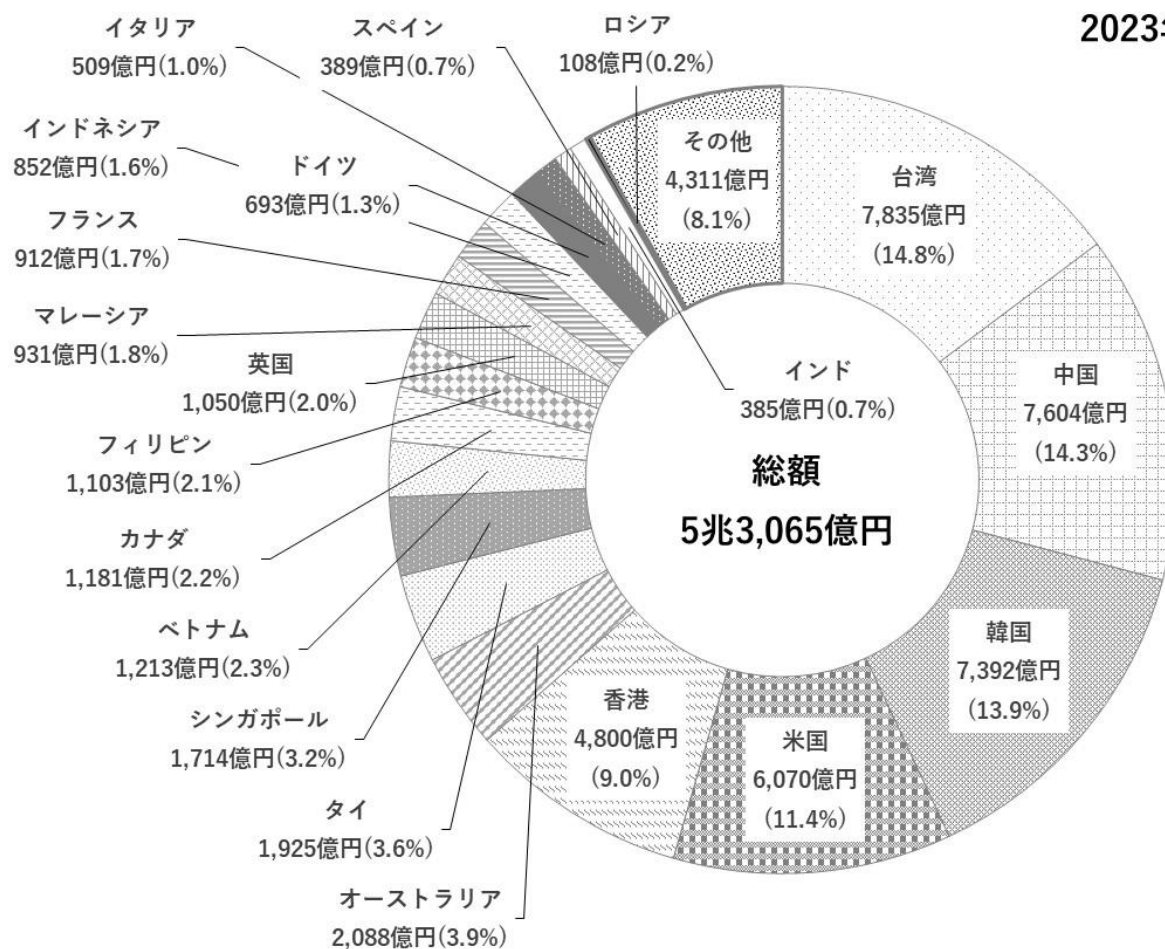


図3 国籍・地域別にみる訪日外国人旅行消費額と構成比

出典：観光庁（2024）『訪日外国人の消費動向 2023 年 年次報告書』をもとに作成。

注1：訪日外国人（クルーズ客を含む）が日本滞在中に支払った旅行中支出に、パッケージツアー参加費に含まれる国内収入分を推計して加算している（クルーズ客は旅行中支出のみ計上）。日本の航空会社や船舶会社に支払われる国際旅客運賃は含まれない。

注2：「訪日外国人」には、観光・レジャー目的に加え、業務目的や親族・知人訪問目的などで日本を訪れた外国人が含まれる。日本に居住している外国人は含まれない。

注3：ロシアは、従来に比べて入国者数が少なく十分な回答数が確保できていないことから、標準誤差率が大きいと、留意されたい。

表 1 訪日外国人一般客 1 人当たり旅行中支出と平均泊数

国籍・地域	旅行中支出 (円/人)	旅行中支出の内訳			平均泊数 (泊)
		団体ツアー 参加者 (円/人)	個人旅行パッ ケージ利用者 (円/人)	個別手配者 (円/人)	
全国籍・地域	193,120	66,667	123,468	212,114	10.1
韓国	96,714	36,350	71,767	105,256	4.7
台湾	158,447	70,278	115,644	188,916	7.0
香港	212,846	80,166	168,606	225,001	7.2
中国	312,766	133,897	178,558	321,756	16.2
タイ	171,934	68,009	197,076	189,412	9.3
シンガポール	280,422	57,734	128,871	290,296	9.2
マレーシア	187,038	113,382	89,467	208,256	9.5
インドネシア	177,769	71,947	66,964	196,623	13.8
フィリピン	160,460	71,230	119,761	170,579	16.1
ベトナム	172,998	71,719	68,684	220,001	30.1
インド	217,934	38,747	150,462	231,380	22.5
英国	279,358	101,346	170,877	296,811	15.3
ドイツ	271,240	58,540	124,374	287,624	15.3
フランス	303,699	82,699	111,291	320,387	17.5
イタリア	255,470	110,011	131,774	298,527	13.8
スペイン	272,781	79,178	97,123	313,636	16.1
ロシア	249,792	39,000	-	255,508	20.8
米国	272,048	103,353	141,751	283,954	12.1
カナダ	254,018	90,997	148,899	264,367	12.3
オーストラリア	302,008	95,454	141,911	325,402	13.8
その他	299,830	88,980	151,731	317,254	18.9

出典：観光庁（2024）『訪日外国人の消費動向 2023 年年次報告書』をもとに作成。

注：一般客は、訪日外国人のうちクルーズ客を除いた分。

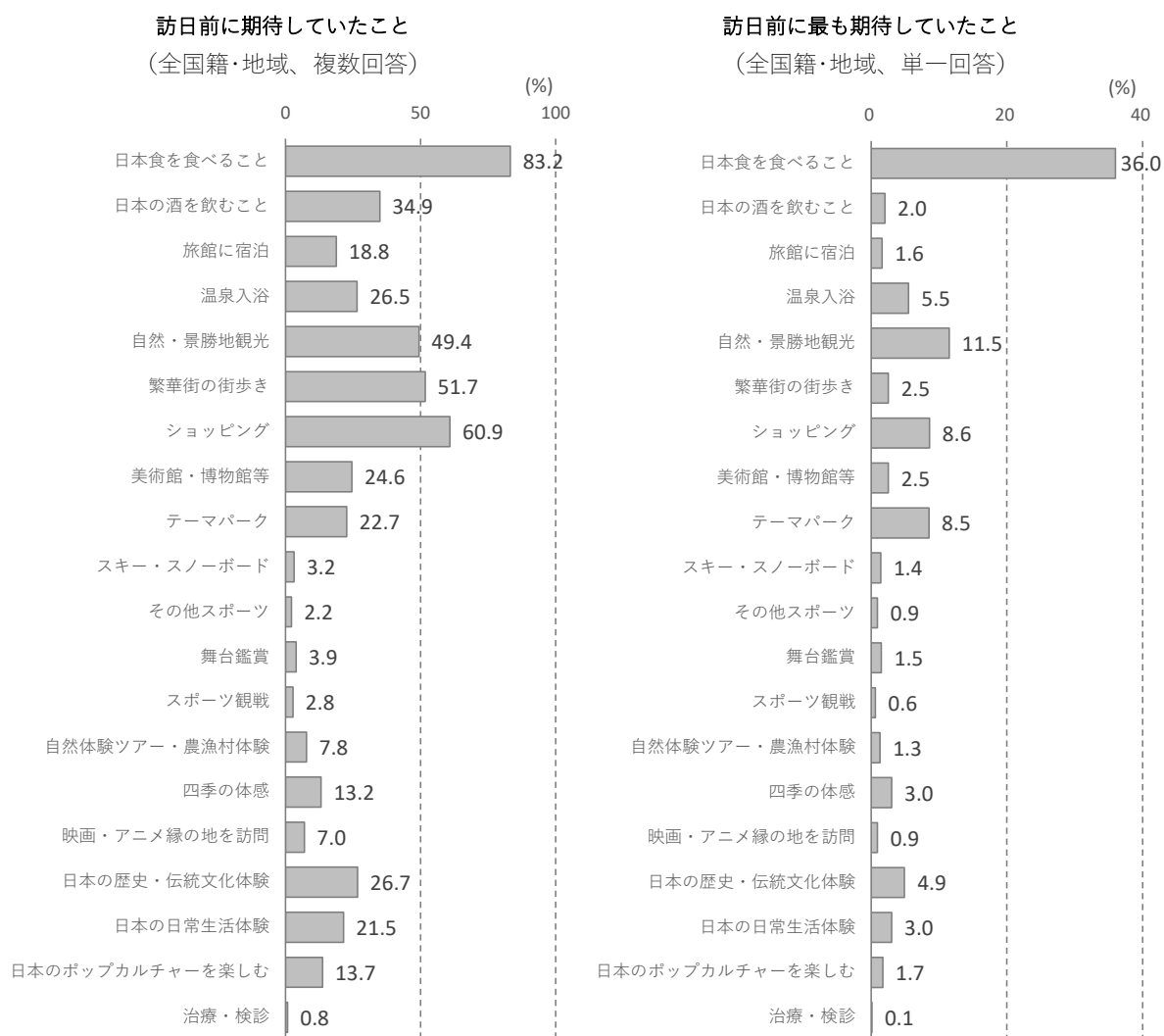


図4 訪日前に期待していたこと

出典：観光庁（2024）『訪日外国人の消費動向 2023 年次報告書』をもとに作成。

問 1 訪日外国人旅行者の近年の動向について、すべての資料に触れながら 400 字以内で適切に説明しなさい。なお、連続する数値と小数点は 1 マスに 2 文字まで記入してよい。

問 2 訪日外国人旅行者の増加に伴い生じている問題を 1 つ取り上げ、考えられる対策について簡潔に述べなさい。

設問 2 次の文章を読んで、以下の問に答えなさい。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（候補者男女均等法）は、2018 年 5 月 16 日に成立し、同年 5 月 23 日に施行された。この法律は、基本原則として男女の候補者の数ができる限り均等となること等を目指しており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとされた。しかし、法律の制定にもかかわらず、政治分野における女性の進出はほとんど進まなかった。

そこで、国は法律の一部改正を行い、改正法が 2021 年 6 月 16 日に公布・施行された。改正法では、政党やその他の政治団体に対して、候補者の選定方法の改善を求めている。国及び地方公共団体は、第 3 条では「必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とされたが、第 4 条では、政党や政治団体にとっては、目標の設定や候補者選定方法の改善について「自主的に取り組むように努める」に留まった。

IPU（列国議会同盟）によれば、世界の議会における女性議員の比率（2024 年 6 月）は、26.8%である。日本は 162 位で、下院（衆議院）の女性議員の比率は 10.8%と下位に低迷している。もっとも、上院（参議院）では、26.6%とそれなりに健闘している。

日本の政治分野における男女共同参画は、確かに遅れているが、その他の先進国でも状況が改善されたのは遠い昔のことではない。1995 年 7 月には下院の女性議員比率（世界平均）は 11.3%であった。これ以降、世界では女性議員の拡大が加速していく。その原動力となったのが「クオータ制」（女性ないしは男女双方への割当制）である。選挙におけるクオータ制の導入は、1974 年のノルウェー自由党の「候補者クオータ」に遡るとされる。その後、クオータ制は北欧諸国で広がり、さらに 1991 年にアルゼンチンが「法的クオータ」を導入すると、ラテン・アメリカで急速に広がっていった。現在では、クオータ制の導入が世界各地で進み、Gender Quotas Database によれば、2024 年 6 月時点で 138 か国にまで広がっている。こうした努力により、下院の女性議員の比率は平均 26.9%にまで高まった。

しかしながら、単に女性議員が増えればよいというものではないことは、多くの人同意するであろう。いわゆる「描写的代表（見える形での女性の数）」、「象徴的代表（女性が指導者となることの象徴性）」、「実体的代表（女性議員が増えたことで生じる政策的変化）」の議論である。女性議員数の増加や女性指導者の存在をどのように政策の変化につなげていくのか。さらには、女性議員をどこまで増やせばよいのか、理論的・実証的検討が加えられている。

問 1 上記のように、政治分野におけるクオータ制の導入は 138 か国に及んでいるとされるが、現時点では、必ずしも普遍的とまでは言えない。以上を踏まえ、あなたは、日本における国会議員のクオータ制の導入について、どのように考えるか。クオータ制導入の意義と課題を 400 字以内で述べなさい。

参考：

Gender Quotas Database

IPU ウェブサイト